

農家家族の変容と家族協定－親子契約と家族経営協定のあいだ－

農林水産省農業研究センター 川手督也

今日、農業において生産性の向上と同時に快適に働くための条件整備が急務となっており、農業者、特に女性の就業条件の改善や経営参画を推進することが課題とされている。こうした中で、専業的な家族経営における農業者の就業条件の明確化、さらには経営の近代化を通じ経営発展を図る有力な手法として家族経営協定が提唱され、各地で普及推進が図られている。

家族経営協定とは、「農業に従事する家族が対等な立場で結ぶ営農や生活に関する取り決め」のことであり、取り決めを文書化して市町村の農業委員会などの第三者の立ち会いの下締結するというのが典型的なスタイルである。家族経営協定の原型は、1960年代に、基本法農政が展開される中で、農業後継者対策の核として各地で精力的な普及推進が図られた家族協定である。当時は協定の当事者が経営主と後継者に限られていたこともあり、父子契約や親子協定などと呼ばれることが多かったが、この古いタイプの協定は一部地域の定着にとどまり、1970年代以降は下火になっていた。

しかし、1990年代に入り、新政策が展開される中で、農業者（特に女性）の就業条件の明確化さらには経営の体質強化を図る有力な手法として、かつての協定をもとにした家族経営協定が提唱された。協定農家数（文書締結件数）は1995年8月現在で10,726件（農林水産省婦人・生活課調べ）を数えている。

新しい協定は古い協定がもとになっているが、質的に大きく異なっていると考えられる。具体的な相違点としては、次の2つがあげられる。

第1は、協定の当事者が、古い協定では経営主と後継者に限定されていたのに対して、女性が加わっている点である。こうした中で協定の当事者が夫婦のみという夫婦間協定が各地で生まれている。

第2は、協定の内容が、古い協定では報酬及び経営移譲に限定されていたのに対して、報酬のみならず休日や労働時間など就業条件全般、さらに生活面に関わる項目が盛り込まれている点である。中には、女性の財産権の確立に関する協定が結ばれるケースも生まれている。報酬面についても、家事・育児に対して報酬を支払うケースも見られる。また、経営主が他の家族に小づかいや給料を支払うという形式だけでなく、農業に従事する家族全員が共同経営者として横並びで収益の分配を行うというスタイルも見られる。

こうした中で、園芸や畜産の産地などを中心として、個々の営農・生活さらには地域の農業・生活のあり方を変えていくとする取り組みの一環として家族経営協定が推進されている。

古い協定と新しい協定の相違の背景には、約30年間における専業的農家の家族構造の大きな変化があると考えられる。しかし、この間の変化は、居住規則に基づく従来の代表的な家族類型（夫婦家族／直系家族／複合家族）では捉えきれない。

本報告では、第1に、古い協定と対比しながら新しい協定の今日的意味について明らかにしたい。第2に、2つの協定の間に存する専業的農家の家族構造の変容について、フェミニズムの社会理論の1つである「近代家族論」に依拠しながら、理論的考察を試みたい。